

○ 日南市美しいまちづくり景観基本条例施行規則

平成21年 3月30日

規則第170号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 景観計画区域（第3条 - 第5条）

第3章 景観重要建造物等（第6条 - 第10条）

第4章 大規模建築物等（第11条 - 第13条）

第5章 景観協定（第14条 - 第17条）

第6章 景観づくり協力団体（第18条 - 第22条）

第7章 雑則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号）及び日南市美しいまちづくり景観基本条例（平成21年日南市条例第220号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（建築物以外の工作物）

第2条 条例第2条第4号に規定する工作物は、次に掲げるものとする。

- （1）擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの
- （2）煙突、排気塔その他これらに類するもの
- （3）コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- （4）装飾塔、記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの
- （5）高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- （6）石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの
- （7）立体駐車場
- （8）ゴルフ練習場その他これに類するもの
- （9）アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの（建築物に該当するものを除く。）
- （10）屋外における物品の集積又は貯蔵の用に供する施設その他これらに類するもの
- （11）その他市長が指定し、告示したもの

第2章 景観計画区域

（景観計画区域内における行為の届出）

第3条 条例第12条第1項に規定する景観計画区域内における行為の届出は、景観計画区域内建築行為等届出書（別記様式第1号）2通を市長に提出して行うものとする。また、届け出た内容を変更するときも、同様とする。

2 前項の届出書には、別表第1に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表に定める図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、必要と認めるときは、前項の規定により添付すべき図書のほか、完成予想図その他の図書の添付を求めることができる。

（通常の管理行為等）

第4条 条例第12条第2項第1号に規定する規則で定める通常の管理行為等は、次に掲げるものとする。

る。

- (1) 仮設又は地下に設ける建築物の新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更
- (2) 仮設又は地下に設ける工作物の築造、規模の変更若しくは外観の変更
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更で、高さが1.5メートル以下ののりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (4) 木竹の伐採又は植栽で次に掲げるもの
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 木竹の仮植又は仮植した木竹の移設又は伐採
 - エ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務の行為の履行として行う行為
- (6) その他市長が認める行為

(景観計画区域内における行為の通知)

第5条 条例第12条第2項第3号及び第4号に規定する景観計画区域内における行為の通知は、景観計画区域内建築行為等通知書（別記様式第2号）1通を市長に提出して行うものとする。届け出た内容を変更するときも、同様とする。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第3章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定に係る所有者等の同意)

第6条 条例第18条第2項に規定する景観重要建造物等の指定に係る所有者等の同意は、景観重要建造物等指定同意書（別記様式第3号）によるものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第7条 条例第18条第3項に規定する景観重要建造物等の指定の通知は、景観重要建造物等指定通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 市長は、前項により指定の通知を行ったときは、遅滞なくこれを表示する標識を設置するものとする。

(現状変更行為の届出)

第8条 条例第19条第1項に規定する景観重要建造物等の現状変更行為の届出は、景観重要建造物等現状変更行為届出書（別記様式第5号）2通を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、別表第2に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表に定める図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、必要と認めるときは、前項の規定により添付すべき図書のほか、完成予想図その他の図書の添付を求めることができる。

(所有者等の変更の届出)

第9条 条例第19条第1項に規定する景観重要建造物等の所有者等の変更の届出は、景観重要建造物等所有者等変更届出書（別記様式第6号）1通を市長に提出して行うものとする。

(解除)

第10条 条例第20条に規定する景観重要建造物等の指定の解除は、景観重要建造物等指定解除通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

第4章 大規模建築物等

(大規模建築物等)

第11条 条例第21条に規定する大規模建築物等で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物
- (2) 高さが3メートルを超える擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの
- (3) 高さが6メートルを超える煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 高さが15メートルを超えるコンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (5) 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔、石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの
- (6) 敷地面積が3,000平方メートル以上のゴルフ練習場、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの（用途地域内においては、面積による適用の除外はない。）
- (7) 敷地面積が1,000平方メートル以上の屋外における物品の集積又は貯蔵の用に供する施設その他これらに類するもの
- (8) その他市長が指定し、告示したもの

2 前項の「高さ」とは、建築物（附帯設備を含む。）又は工作物の地盤面から最高点までの高さをいう。

3 工作物が一体である建築物（附帯設備を含む。）については、第1項第1号の規定にかかわらず、工作物を含めた地盤面からの高さとしなす。

（大規模建築物等の新築等の届出）

第12条 条例第21条に規定する大規模建築物等の新築等の届出は、大規模建築物等新築等届出書（別記様式第8号）2通を市長に提出して行うものとする。届け出た内容を変更するときも、同様とする。

2 前項の届出書には、別表第3に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表に定める図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、必要と認めるときは、前項の規定により添付すべき図書のほか、完成予想図その他の図書の添付を求めることができる。

4 市長は、届出書を受理した場合においては、受理した日から21日以内に、届出に係る大規模建築物等の計画が次条に定める基準（以下「基準」という。）及び日南市景観形成基本方針（以下「方針」という。）に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて基準及び方針に適合することを確認したときは、当該届出者に大規模建築物等新築等確認書（別記様式第9号）を交付しなければならない。

（色彩の基準）

第13条 市長は、大規模建築物等の外観の色彩に関する基準を、マンセル表色系による彩度6以下と定める。

第5章 景観協定

（景観協定の認定の申請）

第14条 条例第23条第3項に規定する景観協定の認定の申請は、景観協定認定申請書（別記様式第10号）1通を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、景観協定の写し、景観協定の区域を表示する図面その他の必要書類を添付しなければならない。

（景観協定の認定等の通知）

第15条 市長は、条例第24条の規定により景観協定の認定をしたときは景観協定認定通知書（別記様式第11号）により、景観協定の認定をしないときは景観協定認定申請却下通知書（別記様式第12

号)により当該申請者に通知するものとする。

(景観協定の変更等の届出)

第16条 条例第25条に規定する景観協定の変更等の届出は、景観協定変更・廃止届出書(別記様式第13号)により行うものとする。

(景観協定の取消し)

第17条 市長は、条例第26条の規定により景観協定の認定を取り消したときは、速やかに景観協定認定取消通知書(別記様式第14号)により当該協定を締結した所有者等の代表者に通知するものとする。

第6章 景観づくり協力団体

(景観づくり協力団体の認定の申請)

第18条 条例第27条の規定による景観づくり協力団体の認定を受けようとする団体の代表者は、景観づくり協力団体認定申請書(別記様式第15号)に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 規約

(2) 活動区域を示す書類又は図面

(3) 構成員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(景観づくり協力団体の認定の基準)

第19条 条例第27条の規定による景観づくり協力団体の認定は、次に掲げる要件を満たす団体について行うものとする。

(1) 団体の活動が、良好な景観形成に資するものであること。

(2) 団体の活動が、活動区域内の住民その他利害関係者の財産権を不当に制限するものでないこと。

(3) その活動についての団体規約が具備され、次に掲げる事項が定められていること。

ア 名称

イ 事務所の所在地

ウ 目的

エ 活動内容

オ 構成員の資格に関する事項

カ 会計に関する事項

(景観づくり協力団体の認定の決定等)

第20条 市長は、条例第27条第2項の規定による景観づくり協力団体の認定の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、景観づくり協力団体認定通知書(別記様式第16号)又は景観づくり協力団体不認定通知書(別記様式第17号)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第21条 景観づくり協力団体の代表者は、当該景観づくり協力団体の規約又は役員の変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(景観づくり協力団体の認定の取消し)

第22条 市長は、条例第28条の規定により景観づくり協力団体の認定を取り消したときは、景観づくり協力団体認定取消通知書(別記様式第18号)により景観づくり協力団体の代表者に通知するものとする。

第7章 雑則

(意見の聴取)

第23条 市長は、条例の適切な運用を図るため、必要があると認めるときは、日南市景観協議会のほか、学識経験者又は専門家の意見を聴くことができる。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年3月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の日南市美しいまちづくり景観基本条例施行規則（平成18年日南市規則第72号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第 1（第 3 条関係）

景観計画区域内建築行為等届出書に添付する図書

行為	図書	
	種類	備考
建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な修繕又は模様替え	付近見取図	都市計画図（ 1 /2500 ）を原則とする。
	配置図	敷地境界、建築物の位置を明記のこと。
	平面図	
	立面図	外部及び建築設備、工作物、広告物等の仕上げ及び色彩を明記のこと。
	外構平面図	植栽は、樹木名を明記のこと。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
建築物の外観の色彩の変更	付近見取図	都市計画図（ 1 /2500 ）を原則とする。
	配置図	
	立面図	外部仕上げ、色彩を明記のこと。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
工作物又は広告物の設置若しくは外観の変更	付近見取図	都市計画図（ 1 /2500 ）を原則とする。
	配置図	
	立面図	外部仕上げ、色彩を明記のこと。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
宅地の造成その他の土地の形質の変更	付近見取図	都市計画図（ 1 /2500 ）を原則とする。
	平面図	変更前後の地形の形状を明記のこと。
	断面図	変更前後の地形の形状を明記のこと。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
木竹の伐採又は植栽	付近見取図	都市計画図（ 1 /2500 ）を原則とする。
	平面図	木竹の位置及び樹木名を明記のこと。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真

別表第 2（第 8 条関係）

景観重要建造物等現状変更行為届出書に添付する図書

行為	図書	
	種類	備考
景観重要建造物等の増築、改築、移転、除却、修繕又は模様替え	付近見取図	都市計画図（ 1 /2500 ）を原則とする。
	配置図	敷地境界、建築物の位置を明記のこと。
	平面図	
	立面図	外部及び建築設備、工作物、広告物等の仕上げ及び色彩を明記のこと。
	外構平面図	植栽は、樹木名を明記のこと。
	完成予想図	着色すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
景観重要建造物等の外観の色彩の変更	付近見取図	都市計画図（ 1 /2500 ）を原則とする。
	配置図	
	立面図	外部仕上げ、色彩を明記のこと。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真

別表第 3（第12条関係）

大規模建築物等新築等届出書に添付する図書

行為	図書	
	種類	備考
建築物の新築又は改築	付近見取図	都市計画図（ 1 /2500 ）を原則とする。
	配置図	敷地境界、建築物の位置を明記のこと。
	平面図	
	立面図	外部及び建築設備、工作物、広告物等の仕上げ及び色彩を明記のこと。
	外構平面図	植栽は、樹木名を明記のこと。
	完成予想図	着色すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
建築物の外観の色彩の変更	付近見取図	都市計画図（ 1 /2500 ）を原則とする。
	配置図	
	立面図	外部仕上げ、色彩を明記のこと。
	完成予想図	着色すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
工作物の設置又は外観の変更	付近見取図	都市計画図（ 1 /2500 ）を原則とする。
	配置図	
	立面図	外部仕上げ、色彩を明記のこと。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真